

基礎年金番号等の提供及び利用に関する同意書

個人型確定拠出年金事務に係る基礎年金番号等の提供及び利用について、下記のとおり取扱います。

1. 公立学校共済組合岡山支部における基礎年金番号等の提供について

個人型確定拠出年金（確定拠出年金法（平成 13 年法律第 88 号。以下、「法」という。）第 2 条第 3 項に定める個人型年金をいう。以下同じ。）に関する事務運営にあたって、組合員が所属する官公署（以下「官公署」という。）が法及び法第 56 条に定める個人型年金規約に基づく以下 2 に掲げる事務を遂行するために必要な範囲で行う照会に回答する方法により、組合員の基礎年金番号等を当該官公署に提供する。

2. 岡山県教育委員会における基礎年金番号等の利用について

公立学校共済組合岡山支部から取得した基礎年金番号等を、個人型確定拠出年金事務に必要な範囲で利用する。

- ・ 法第 62 条第 1 項の規定による申出にあたって添付を要する確定拠出年金法施行規則（平成 13 年厚生労働省令第 175 号。）第 39 条第 2 項に掲げる書類の作成
- ・ 同規則第 45 条第 1 項及び同条第 2 項の規定による届出書の作成
- ・ 法第 71 条に規定する個人型確定拠出年金加入者の掛金の源泉控除の実施

3. 当該情報の取扱いに関する照会先

公立学校共済組合岡山支部、岡山県教育庁福利課

TEL 086-226-7603

メール hukuri@pref.okayama.lg.jp

上記の取扱いについて同意します。

令和 年 月 日

所属コード _____

所 属 _____

職員番号 _____

職 名 _____

氏 名 _____